第2章 新規性·進歩性(特許法第29条第1項·第2項)

新規性

第1節

HB 附属書 A

新規性に関する事 例集

HB 附属書 A

進歩性に関する事

HB 附属書 B

「特許・実用新案 審査基準」の特定 技術分野への適用 例

1. 概要

特許法第29条第1項各号には、日本国内又は外国において、特許出願前に公然知られた発明(第1号)、公然実施をされた発明(第2号)、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明(第3号)が掲げられている。そして、同項は、これらの公知(注)の発明(新規性を有していない発明。以下この章において「先行技術」という。)については、特許を受けることができない旨を規定している。

特許制度は発明公開の代償として特許権を付与するものであるから、特許権 が付与される発明は新規な発明でなければならない。同項は、このことを考慮 して規定されたものである。

この節では、審査の対象となっている特許出願(以下この章において「本願」という。)に係る発明の新規性の判断について取り扱う。

(注) 「公知」という用語は、一般に、第29条第1項第1号に該当するときを指す場合と、 同項第1号から第3号までのいずれかに該当するときを指す場合とがあるが、以下この 部においては、後者の意味で用いる。

2. 新規性の判断

新規性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。

審査官は、請求項に係る発明が新規性を有しているか否かを、請求項に係る発明と、新規性及び進歩性の判断のために引用する先行技術(引用発明)とを対比した結果、請求項に係る発明と引用発明との間に相違点があるか否かにより判断する。相違点がある場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有していると判断する。相違点がない場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有していないと判断する。

審査官は、特許請求の範囲に二以上の請求項がある場合は、請求項ごとに、 新規性の有無を判断する。